

令和5年8月3日(木) 4日(金)

令和5年度保健師中央会議

参考資料10

こどもまんなか
こども家庭庁

ヤングケアラー支援について

令和5年度

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

ヤングケアラーとは

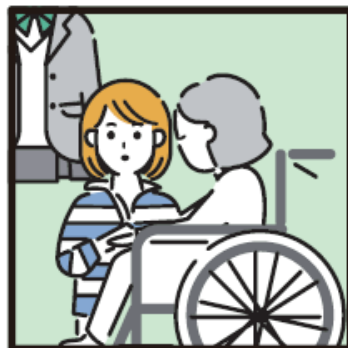
「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



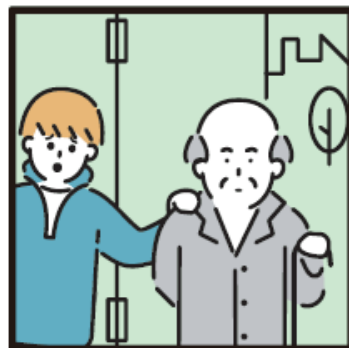
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

- 家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状において、ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、**福祉、介護、医療、教育等に係る関係機関・団体が個別に機能するだけではなく、お互いの業務を理解した上で連携して取り組むことが重要。**
- 全国の自治体や、関係機関等に所属する専門職を対象としたアンケート調査で**支援の取組事例などを収集し、ヤングケアラー発見の着眼点や連携して行う支援の内容をマニュアルにまとめ、地方自治体へ周知。**

マニュアルの目的

- 本マニュアルは、**支援開始から切れ目なく、また、対象者の負担を極力減らし、支援が包括的に行われることを目指し、支援に従事する方々の日々の活動の一助になることを目的**としている。

マニュアルの対象

- ヤングケアラーへの支援を行う**自治体担当者及びすべての支援機関及び支援者**（児童福祉、学校、保健・福祉・医療、地域関係者等）

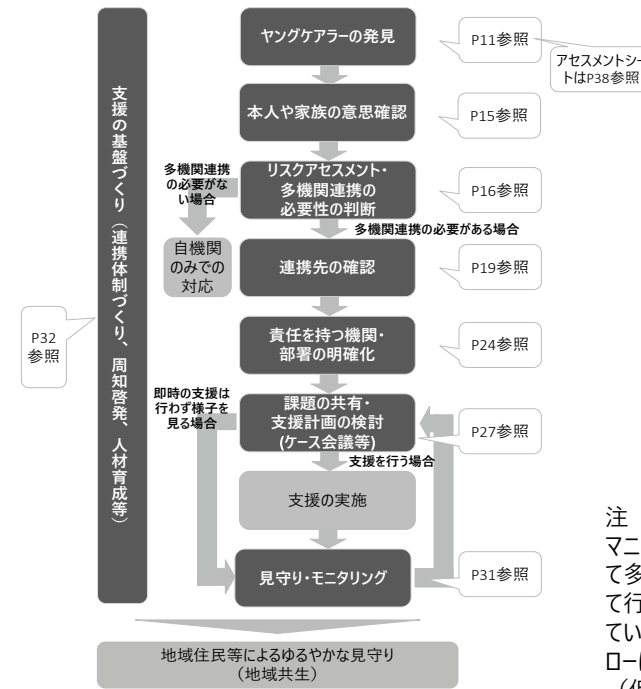
マニュアルの構成

- マニュアルの章立ては以下の通り。
- 第3章ではヤングケアラー支援の一般的な流れを示した上で、流れに沿って支援のポイントを解説している。

- 第1章 マニュアルの目的及び使い方
- 第2章 ヤングケアラーに関する基本事項
- 第3章 連携して行う支援のポイント
- 第4章 支援の基盤づくり
- 第5章 付録(アセスメントシート例、多機関連携チェックリスト等)

▼マニュアルに掲載した内容例

図表7：ヤングケアラー支援の一般的なフロー



図表22：多機関連携における調整の方法・体制づくりのバターン

| 通番 | 連携体制の設け方 | 事例 |
|----|-------------|---|
| 1 | 既存の会議体を活用する | ◇ 要保護児童対策地域協議会の場を活用し、日頃から関係機関との連携を強化。(要保護児童対策地域協議会において、虐待や特定妊婦等のハイリスク事案を取り扱うだけでなく、支援を要する世帯への支援を検討する場としても活用) |

マニュアルにおいて、ヤングケアラー支援に関係する主な専門職の一つに保健師も挙げられ、例えば、

- 保健師による家庭訪問時に家族の介護・介助をしている子どもの姿を見かけるなど、その業務においてヤングケアラーの発見・把握の入口となること
- 保健センターや保健所、地域包括支援センターでの業務のなかで、高齢者への健康支援や学校と連携したメンタルヘルスリテラシー教育を行う際などに、ヤングケアラーになりうる家庭に気づき、予防的に支援することができることなどが盛り込まれている。

ヤングケアラー支援の保健師に係わる記述（抜粋）

▼ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例

- ◇ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
(保健師による家庭訪問時、物資支援時等)
- ◇ ごみ問題の発生
- ◇ 家賃不払いにより自宅を退去
- ◇ 子どもが親の通訳をしている
- ◇ 教育支援センター（適応指導教室）で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある
- ◇ 児童家庭支援センター等において、家族のケアを行う子どもに関する相談がある

▼ヤングケアラー支援に関係する専門職の役割の一般例（保健師）

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">◇ 看護職であり、地区担当制をとる場合、保健師は担当地区の子どもから高齢者まで全住民の健康を支援する。◇ 母子保健業務では、妊娠期から親子の全世代を把握し、健康診断、乳幼児全戸訪問等を行う。思春期の子どもに対して学校と連携して性教育やメンタルヘルスリテラシー教育を行う。◇ 主に就学前からヤングケアラーになりうる家庭に気づき、予防的に支援することができる。 | <ul style="list-style-type: none">◇ 保健センター、保健所◇ 地域包括支援センター |
|--|---|

ヤングケアラー支援のためのアセスメントツール

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

実施：有限責任監査法人トーマツ

ガイドブックの構成

- ガイドブックの章立ては以下の通り。

第1章 はじめに
第2章 各種ツールの使い方
第3章 支援へのつなぎ方
第4章 こども向けガイド
(その他、巻末資料としてQA及び付録(主要参考文献等)あり)

第1章はじめに（概要）

- 第1章は以下の構成。

1.1 ヤングケアラーとは
1.2 ヤングケアラー支援を検討する際に求められる情報
1.3 各種ツールの全体像及び目的
1.4 ヤングケアラー支援における各種ツールの必要性
1.5 各種ツール利用の流れ（活用例）

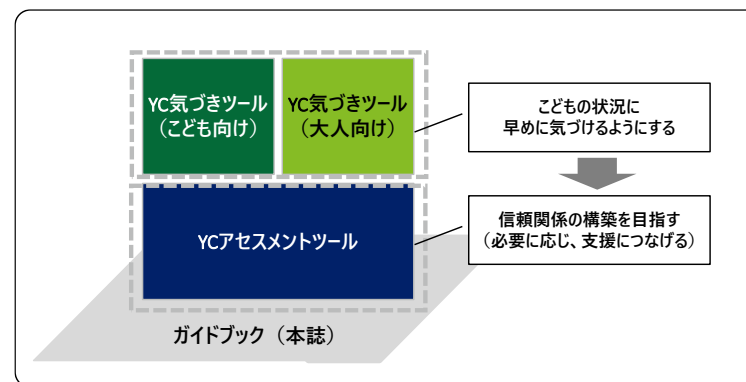
【1.2 ヤングケアラー支援を検討する際に求められる情報】の要旨

- YCであるこどもが抱える問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があるため、こどものみならず、家族全体を捉える視点が重要。
- 本事業で作成した各種ツールは、こどもが担う家庭内の役割や、それを担うことに関するこどもの気持ちを確認し、こどもに寄り添うことを重視して作成したもの。

【1.3 各種ツールの全体像及び目的】の要旨

- 本事業で作成した各種ツールはYCへの気づきを促す「YC気づきツール」とYCに気付いた後に、こどもとの信頼関係を構築するための会話の視点を示す「YCアセスメントツール」の2階建て構造。なお、「YC気づきツール」はこどもとの関わりの程度に応じて活用できるよう「こども向け」、「大人向け」の2種類がある。
- 支援につなげることありきではなく、「こどもの話を、こどもを主役として聞いてくれる大人がいる」環境を作ることを目的としている。

▼各種ツールの全体像



「こどもの話を、こどもを主役として聞いてくれる大人がいる」環境を作る

- 第1章では、上記の他、ヤングケアラーの捉え方、各種ツールがなぜ必要だと考えられるのか、活用例などを紹介している。

第2章 各種ツールの使い方

- 第2章は以下の構成。

2.1 各種ツール使用時に必ず守ってほしいこと

2.2 ヤングケアラー気づきツール（子ども向け）の使い方

2.3 ヤングケアラー気づきツール（大人向け）の使い方

2.4 ヤングケアラーアセスメントツールの使い方

- 2.2～2.4では、各種ツールの使い方を紹介。各種ツールの目的、使用場面例及び各種ツールにおける確認の視点・項目別ガイド、活用後の流れなどを掲載している。

▼各種ツールの使い方の概要

必要に応じてYC気づきツール（子ども向け）の利用につなげる想定

| | 《ヤングケアラー気づきツール（子ども向け）》 | 《ヤングケアラー気づきツール（大人向け）》 |
|-------|--|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども本人との接点の中で、YC支援が必要となる可能性を確認する視点を示し、YCに早めに気づけるようにすること | <ul style="list-style-type: none"> ■ 家族(ケアの受け手)への支援の中で、YC支援が必要となる可能性を確認する視点を示し、YCに早めに気づけるようにすること |
| 使用場面例 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもとの接点のある大人（分野問わず）が子どもとの会話の中などで確認する ■ （学校の場合）教育相談や定期的な相談の場面、保健室での相談場面、スクールソーシャルワーカー/スクールカウンセラーとの面談時、教員と養護教諭やスクールソーシャルワーカーとの共同使用 など | <ul style="list-style-type: none"> ■ 家族(ケアの受け手)への支援などで客観的に子どもの状態を見聞きする立場の大人が確認する ■ （医療機関の場合）入院/外来を問わず、家族から状況を聞くことが自然な場合においては項目の表現を変えて家族に確認する など |
| 確認の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが行うケア等の状況、子どもの困り感、子どもの権利が守られているか、心身にかかる負担の程度、子どもの孤立の状況 など | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが行うケア等の状況、子どもの孤立の状況、子どもの権利が守られているか、ケア等の影響、家族の関係性 など |
| 項目数 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 7項目（プラス5項目）※5項目は状況次第で確認 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 6項目 |

必要に応じて、YCアセスメントツールの利用につなげる想定



| | 《ヤングケアラーアセスメントツール》 |
|-------|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもと接点のある大人が、子どもとの信頼関係を構築するための会話の視点を示すこと |
| 使用場面例 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもとの接点のある大人（分野問わず）が子どもとの会話の中などで確認する（ソーシャルワーカーなどの専門職とともに活用することが望ましい場合もある） ■ （学校の場合）教育相談や定期的な相談の場面、保健室での相談場面、スクールソーシャルワーカー/スクールカウンセラーとの面談時、教員と養護教諭やスクールソーシャルワーカーとの共同使用 など |
| 確認の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 家族の状況、子どもが行うケア等の状況、ケア等の影響、支援ニーズ |
| 項目数 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 11項目（プラス5項目）※5項目は状況次第で確認 |

各種ツールは子どもとの関わりの程度に応じて、必要なツールを必要な時に活用することを想定しています。そのため、大人の所属機関・部署の分野ごとに活用するツールを限定したり、活用するタイミング、活用順序を一義的に定めることはしていません。各自自治体の実態に応じて活用をご検討ください。

ヤングケアラー認知度向上のための広報啓発（令和4年度）

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることものと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

こども家庭庁では、2022年度から2024年度をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、ヤングケアラーに関して、わかりやすく、広く関心を集めるような広報・啓発活動を実施します。



1. 貫地谷しほり×元ヤングケアラー —ヤングケアラー「ほんとのきもち」— のコンテンツ配信

ヤングケアラー当事者のケアをしていたときの気持ちや、周りにどう接してほしいかなどの“ほんとのきもち”を知っていただくため、女優の貫地谷しほりさんをインタビュアーに迎え、元ヤングケアラーの方に話をお聞きしました。



PR版（41秒）



本編（21分32秒）



Web記事



2. ヤングケアラー「オンライン交流イベント」の開催

オンライン交流イベントは、ヤングケアラーの経験談や周りの方の寄り添い方を、有識者・支援者・当事者と深掘りする第1部、ヤングケアラー同士が交流し、現状について気兼ねなく話し合い、各種サポートやコミュニティを知る第2部及び第3部の構成で開催。

・開催日 令和5年2月4日（土）14：00～16：30



特設サイト



3. レコメン！シェアリング ～学ぼうヤングケアラー～ の動画配信

文化放送のラジオ番組「レコメン！」とのタイアップ企画。芸人のオテンキのりさんがパーソナリティを務め、元ヤングケアラーでもある教育系YouTuberの葉一さん、一般社団法人ヤングケアラー協会代表理事の宮崎成悟さんが参加してその苦労や孤立してしまいがちな心理状態など、経験者ならではの思いを語ってくれました。

特設サイト



4. その他の取組

その他にも各種広報・啓発活動に取り組んでいます。詳細は、こども家庭庁特設サイトをご覧ください。

特設サイト⇒

